

# I 章 一般廃棄物の処理

# 1 一般廃棄物とは

## (1) 廃棄物の定義

法では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義しています。（法第2条第1項）

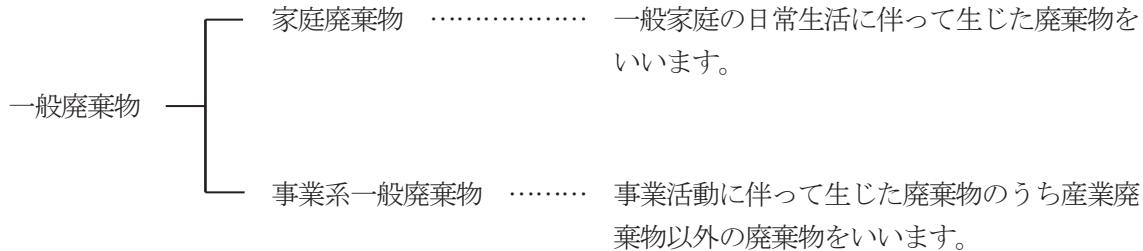
ただし、不要物であっても、一般的に有償で取引されるようなものは廃棄物ではありません。

※ 廃棄物とは … 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

（平成30年3月30日 環循規発第18033028号環境省通知）

## (2) 一般廃棄物の種類

法では、「廃棄物」を一般廃棄物と産業廃棄物に分け、条例では、一般廃棄物をさらに、「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けています。



産業廃棄物 ..... 事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の6種類とその他政令で定めるゴムくず、金属くず、ガラスくず等14種類の計20種類の廃棄物をいいます。

（P.2 「産業廃棄物一覧表」参照）

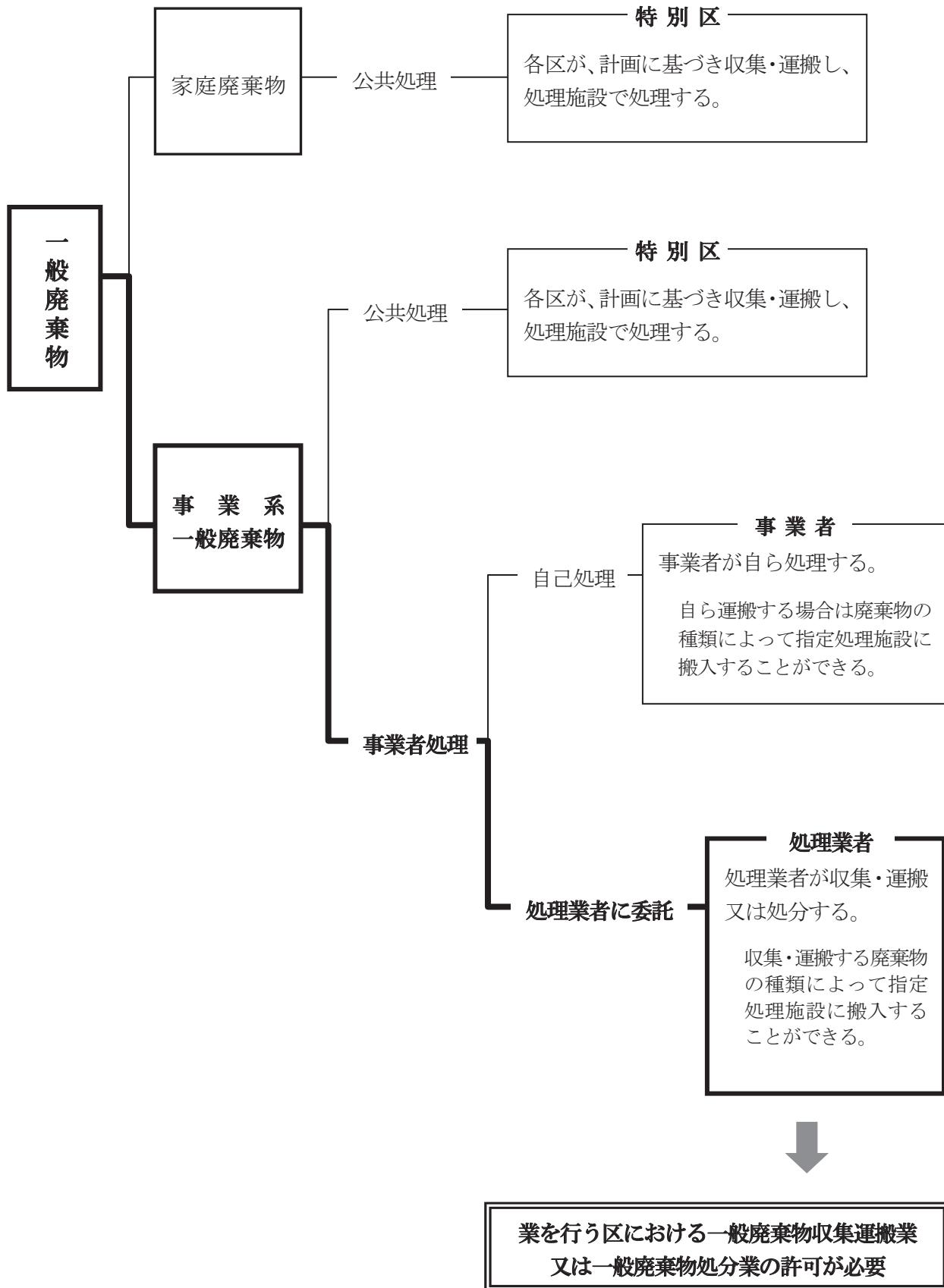
特別管理廃棄物 ..... 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。法では、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を規定しています。

（P.21 「3 特別管理一般廃棄物処理基準」参照）

## 産業廃棄物一覧表 (法第2条第4項、政令第2条)

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かすなど
	(2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗净油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4) 廃酸	写真定着液、廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など全ての酸性廃液など
	(5) 廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液など
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）など、固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物など
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火レンガくず、石膏ボード、「(11) がれき類」以外のコンクリートくずなど
	(10) 鉱さい	鉛物廃砂、電炉等溶解炉かす、不良石炭、粉炭かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであつて、集じん施設において捕捉されたもの（ダスト類）
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築（増築を含む。）又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの、及び貨物の流通のために使用したパレットから生ずる木くず、おがくず、バーク類など
	(15) 繊維くず (天然繊維くずのみ)	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獸のあらなど
	(17) 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとりなどの死体
	(20)	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

## 2 特別区における一般廃棄物処理のしくみ



## (1) 特別区における清掃事業の運営形態

### ① ごみの収集・運搬 ⇒ 各区が実施

各区は、ごみの収集・運搬とリサイクル事業をあわせて行うことにより、循環型社会の実現を目指しています。

### ② ごみの中間処理 ⇒ 清掃一組による共同処理

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道投入については、東京23区が設立した清掃一組による共同処理を行っています。

### ③ ごみの最終処分 ⇒ 東京都が設置・管理する最終処分場を使用

ごみの最終処分については引き続き、東京都が設置・管理する最終処分場（新海面処分場・中央防波堤外側埋立処分場）を使用しています。

## (2) 特別区の清掃事業における役割分担

各区	① 一般廃棄物処理計画の策定 ② ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業 ③ 動物死体の処理（飼主等からの依頼分） ④ ごみの再利用、資源化の推進 ⑤ 分別収集計画の策定 ⑥ 容器包装廃棄物の分別収集の実施 ⑦ 大規模排出事業者等に対する排出指導 ⑧ 一般廃棄物処理業の許可及び指導 ⑨ 凈化槽の設置の届出及び指導 ⑩ 凈化槽清掃業の許可及び指導 など
清掃協議会	① 一般廃棄物処理業の許可に関する事務 ② 凈化槽清掃業の許可に関する事務 ③ 雇い上げ車両関係事務
清掃一組	① 一般廃棄物処理計画の策定 ② 清掃工場等の整備・管理・運営 ③ 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 ④ し尿等の下水道投入施設の整備・管理・運営 ※ 上記②～④には下記ア～オを含む。 ア 施設整備計画の策定 イ 建設、建替、プラント更新、改造 ウ 焼却灰、スラグ等の輸送 エ 清掃工場運営協議会の運営 オ 発電、余熱利用 ⑤ 搬入調整 ⑥ あわせ産廃の処理 など
東京都	① 廃棄物処理計画の策定 ② 区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助 ③ 最終処分場の設置・管理・運営 ④ 産業廃棄物処理業、処理施設の設置許可及び指導に関する事務 ⑤ 一般廃棄物処理施設の設置の許可、届出及び指導 など

## (3) 条例及び規則

千代田区	千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則
中央区	中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
港区	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
新宿区	新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則
文京区	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
台東区	東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
墨田区	墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則
江東区	江東区清掃リサイクル条例 江東区清掃リサイクル条例施行規則
品川区	品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則
目黒区	目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例 目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する規則
大田区	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する規則
世田谷区	世田谷区清掃・リサイクル条例 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則
渋谷区	渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例 渋谷区清掃及びリサイクルに関する規則
中野区	中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例等施行規則
杉並区	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
豊島区	豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する規則
北区	東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
荒川区	荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
板橋区	東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則
練馬区	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則
足立区	足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則
葛飾区	葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則
江戸川区	江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

### 3 一般廃棄物処理業の許可制度

#### (1) 許可制度の概要

一般廃棄物の処理（自己処理を除く。）は、原則的には、市町村（特別区の場合は各区。以下同じ。）の事務であって（法第6条の2）、他の者が業（処理業）として、これを行うことは禁止されています。

この禁止された業を特定の場合にできるようにしたものが、一般廃棄物処理業の許可制度（法第7条）です。特定の場合とは、市町村の一般廃棄物処理計画に適合する（法第7条第5項第2号）とともに、一定の能力を有し、かつ、関係法令等で定める諸条件を満たし、当該市町村長（特別区の場合は各区長。以下同じ。）の許可を受けた場合をいいます。

したがって、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。また、一般廃棄物処理業は、収集運搬業と処分業の2つに区分されています。

**なお、許可を受けた者は、自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託したり、名義貸しをすることは禁止されています。**

ただし、以下の場合等については一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

法 第 7 条 関 係	<ul style="list-style-type: none"><li>① 自らの事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合（例 造園業者等が、自ら剪定した木くずを運搬する場合など。）</li><li>② 一般廃棄物の積卸しを行うことなく、通過する場合</li><li>③ 専ら再生利用の目的となる廃棄物〔古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空きびん類、古繊維：昭和46年10月16日 環整43号厚生省環境衛生局長通知〕のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合</li></ul>
施 行 規 則 第 2 条、 第 2 条 の 3 関 係 (抜 す い)	<ul style="list-style-type: none"><li>④ 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合</li><li>⑤ 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けた場合</li><li>⑥ 国がその業務として、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合</li><li>⑦ 特定家庭用機器、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者が、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となったものを適正に収集又は運搬する場合</li><li>⑧ 引越し荷物を運送する業務を行う者が、転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡す場合<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量</li><li>(2) 引越し荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地</li><li>(3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</li></ul></li></ul>

	<p>⑨ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に収集又は運搬する能力がある者として環境大臣又は市町村長から指定を受けた場合</p>
(再生法第9条の8に関する特例)	<p>⑩ 環境省令で定める一般廃棄物<sup>*1</sup>の再生利用を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合</p> <p>* 1 環境省令で定める一般廃棄物 [平成9年12月26日 厚生省告示第258号]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）</li> <li>・ 廃プラスチック類</li> <li>・ 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。）</li> </ul> <p>[平成19年10月26日環境省告示第88号（平成9年厚生省告示第258号の一部改正）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）</li> </ul>
法第9条の9に関する特例（広域処理に係る特例）	<p>⑪ 環境省令で定める一般廃棄物<sup>*2</sup>の広域的な処理を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合（当該認定を受けた者から委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う場合を含む。）</p> <p>* 2 環境省令で定める一般廃棄物 [平成15年11月28日 環境省告示第131号]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃スプリングマットレス（スプリングマットレス又はその部品若しくは附属品が一般廃棄物となったものをいう。）</li> <li>・ 廃パソコンコンピュータ（パソコンコンピュータ又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）</li> <li>・ 廃密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池が一般廃棄物となったものをいう。）</li> <li>・ 廃開放型鉛蓄電池（開放型鉛蓄電池が一般廃棄物となったものをいう。）</li> <li>・ 廃二輪自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車（二輪自動車に限る。）若しくは軽自動車（二輪自動車に限る。）が一般廃棄物となったものをいう。）</li> <li>・ 廃FRP船（FRP（ガラス繊維を熱硬化性樹脂を用いて積層することにより成型したものをいう。）を使用した船舶が一般廃棄物となったものをいう。）</li> <li>・ 廃消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器若しくはその部品若しくは附属品又は消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）第1条の2から第8条までの規定に適合する消火薬剤が一般廃棄物となったものをいう。）</li> <li>・ 廃火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類が一般廃棄物となったものをいう。）</li> </ul>

	<p>[平成 20 年 10 月 9 日環境省告示第 75 号（平成 15 年環境省告示第 131 号の一部改正）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃印刷機（印刷機又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）</li> <li>・廃携帯電話用装置（携帯電話用装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）</li> </ul> <p>[平成 24 年 9 月 21 日環境省告示第 134 号（平成 15 年環境省告示第 131 号の一部改正）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃乳母車（乳母車又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）</li> <li>・廃乳幼児用ベッド（乳幼児用ベッド又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）</li> <li>・廃幼児用補助装置（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 71 条の 3 第 3 項に規定する幼児用補助装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）</li> </ul> <p>[令和 3 年 2 月 2 日環境省告示第 8 号（平成 15 年環境省告示第 131 号の一部改正）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加熱式たばこの廃喫煙用具（加熱式たばこの喫煙用具又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）</li> </ul>
その他	<p>⑫ 他の法令により廃掃法の特例として定められている場合（P. 129～146 参照）</p> <p>【特例規定がある法令の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）」第 37 条に規定する特例</li> <li>・「特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）」第 49・50 条に規定する特例</li> <li>・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）」第 21 条に規定する特例</li> <li>・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）」第 122・123 条に規定する特例</li> <li>・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号）第 13 条に規定する特例</li> </ul>

## （2）許可対象廃棄物

特別区では、一般廃棄物のうち原則として事業系一般廃棄物を許可の対象としています。さらに、許可対象廃棄物を下表のとおり 7 種類に分類し、その種類ごとに許可しています。

ただし、取り扱う一般廃棄物の種類のうち「汚でい」の収集運搬業については、現在、新規の許可を行っていません。

取り扱う一般廃棄物の種類	内 容
普通ごみ <sup>*1</sup>	以下に掲げるものを除く厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物等の事業系一般廃棄物、その焼却残灰及び転居廃棄物 <sup>*2</sup>
道路・公園ごみ	道路、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物
しさ・ふさ <sup>*3</sup>	水再生センター等から発生するしさ及びふさ
汚でい	浄化槽から発生する汚でい、建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でい、事業系の仮設便所から発生するし尿及びその他一般廃棄物汚でい
動物死体 <sup>*4</sup>	動物の死体及びふん尿
医療廃棄物 <sup>*5</sup>	感染性一般廃棄物及びこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物 <sup>*6</sup>
廃家電	特定家庭用機器廃棄物 <sup>*7</sup>

- \* 1 弁当がら等を含む。(P. 81 参照)
- \* 2 転居廃棄物は、粗大ごみの形状のものに限る。(P. 86 参照)
- \* 3 しさ：スクリーンによって除去された夾雑物、固体物の総称（スクリーンかす）  
ふさ：貯留槽等の水面に浮かんでいるかす（スカム）
- \* 4 \* 5 「動物死体」及び「医療廃棄物」の許可は、焼却処理施設等（ただし、指定処理施設は除く。）の処理ルートを持った処理業者に限る。
- \* 6 感染性一般廃棄物及びこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物  
(P. 69 参照)
  - ① 手術等により排出される病理廃棄物（臓器・組織）
  - ② 医療関係機関において実験・検査等に使用した動物の死体のうち、感染性のもの又はそのおそれがあるもの
  - ③ 血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ）
- \* 7 特定家庭用機器廃棄物（次の機械器具が廃棄物となったものをいう。）
  - ① ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
  - ② ブラウン管式テレビジョン受信機、液晶式テレビジョン受信機（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したもの）及びプラズマ式テレビジョン受信機
  - ③ 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（保冷庫、冷温庫を含む。）
  - ④ 電気洗濯機及び衣類乾燥機

### （3）許可の事業区分

特別区における一般廃棄物処理業の許可のうち収集運搬業の許可については、下表のように事業を4つに分類しています。なお、いずれかの区で許可を有しており、指定処理施設への搬入（荷卸し）のみの場合は、許可申請は不要です。

① 収集・運搬（保管・積替えを除く。）
② 収集・運搬（保管・積替えを含む。）
③ 運搬（保管・積替えを含む。）* <sup>1</sup>
④ 運搬（荷卸しに限る。）* <sup>2</sup>

\* 1 当該区に作業場所はないが、保管・積替施設がある場合

\* 2 当該区に作業場所はないが、当該区にある民間施設に搬入（荷卸し）する場合  
(P. 92 Q&A. 9 参照)

#### ※ 「積置き」について

指定処理施設が搬入受付を行っていない（年末年始）期間中、一般廃棄物を運搬車に積載した状態で、特定の施設（P. 12～13 「許可基準（15）」・P. 26 「（3）保管等に関する事項」参照）に駐車することを「積置き」といいます。

「積置き」を行うには、施設所在区における上記②③「保管・積替えを含む」の許可が必要です。特別区では、収集した廃棄物の保管は原則として認められていませんが、清掃工場などの処理施設が受入を行っていない日（年末年始）に限り、保管・積替施設内において、収集した廃棄物を運搬車内で保管することができます。（P. 93 Q&A. 10 参照）